

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「今日の笑顔と感動、未来(あした)の夢と幸せ」という経営理念の下、お客様をはじめ、株主や従業員等のステークホルダーの期待に応えるとともに、「暮らし」に関わる様々なサービスのプラットフォームとなるべく、長期的・持続的な成長並びに企業価値の最大化の達成を目指し、各種事業を展開しております。

上記経営理念を基軸として、経営の透明性・客観性を保ちつつ、迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。また、株主との対話等、ステークホルダーへの説明責任を充実させ、社内外からの理解と信頼が継続的に得られるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-2】招集通知の早期発送

当社は招集通知を記載する情報の正確性を担保しつつ法定期限内に発送しております。また、招集通知に記載する情報の電子的な公表については、発送翌日に TDnet 及び当社ホームページで開示しております。今後は招集決議から発送までの間に電子的な公表を行ってまいります。

【補充原則 1-2-4】議決権の電子行使と招集通知の英訳

当社は海外投資家の保有比率が低いため、招集通知の英訳を行っておりませんが、今後は海外投資家の保有比率を考慮しつつ、英訳の導入を検討してまいります。議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、機関投資家や海外投資家の保有比率や導入に係るコスト等を勘案して検討してまいります。

【補充原則 1-2-5】信託銀行名義の議決権行使

当社は信託銀行名義の保有比率が低いため、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の株主総会への出席並びに議決権行使を認めておりません。今後は実質株主の要望並びに信託銀行の動向を注視し、実質株主の議決権行使に関して必要に応じて信託銀行等と協議、検討してまいります。

【補充原則 4-1-2】中期経営計画

当社は中期経営計画を策定しておりますが、M & A 等によって計画値と実績値が大きく乖離することから開示しておりません。今後は中期経営計画を適切に開示できるよう検討してまいります。

【補充原則 4-1-3】最高経営責任者の後継者計画

当社は現在、後継者計画について取締役会で議論を行っておりますが、具体的な最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用及び後継者候補の育成は、今後の検討課題であると認識しております。

【補充原則 4-3-1】経営陣幹部の選任や解任

当社の取締役会は経営陣幹部の選任や解任について、具体的な評価基準を設定しておりませんが、今後は公正かつ透明性のより高い評価基準及び運用手続きを整備し、より適切に実行できるよう検討してまいります。

【補充原則 4-8-1】独立社外者のみを構成員とする会合の定期開催

当社は独立社外取締役を2名選任しております。現在は当社から独立社外取締役に対して重要な報告資料を提供することで認識の共有は十分図られておりますが、今後は独立した客観的な立場に基づく情報共有と課題の検討を促進するため、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合を実施する予定です。

【補充原則 4-8-2】筆頭独立社外取締役の決定

当社は独立社外取締役を2名選任しております。現在は「筆頭独立社外取締役」を設けることで独立社外取締役間の序列意識に加え、筆頭独立社外取締役への依存意識が生まれる可能性があることから、筆頭独立社外取締役を設けておりませんが、今後は経営陣との連絡・調整・連携に係る体制整備の必要性に応じて筆頭独立社外取締役の設置を検討してまいります。

【原則 4-10】任意の仕組みの活用

当社は現在、任意の仕組みを導入しておりませんが、今後は必要に応じて監査等委員である取締役により構成される指名委員会を設置し、後継の取締役候補について諮問する体制を確立する予定です。

【補充原則 4-10-1】独立社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会の設置

当社は現在、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の独立した諮問委員会を設置しておりません。今後は独立した諮問委員会の設置を検討してまいります。

【原則 5-2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は経営戦略を決算説明会で説明するとともに、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しておりますが、中期経営計画については上記の理由により開示しておりません。今後は自社の資本コストを的確に把握した上での収益計画や資本政策の基本的な方針を示すほか、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実

現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主へ明確に説明することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4】政策保有株式

当社は政策保有株式について、取引先との関係の強化並びに維持、中長期的な経済合理性等を総合的に勘案し、当社の企業価値の維持、向上に資すると認められた場合のみ保有いたします。当社は政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を、政策保有に関する方針を開示いたします。保有した政策保有株式については、毎期末、取締役会で個別に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証内容の開示を検討してまいります。政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の状況並びに当社との取引関係等を勘案した上で適切に判断しておりますが、引き続き適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿って対応することを検討してまいります。

【原則 1-7】関連当事者間の取引

当社では「関連当事者取引管理規程」に基づき、関連当事者取引に該当するおそれのある取引について、総務部門長及び管理担当役員と事前に協議した上で、当該事項を監査等委員会又は取締役会へ報告、付議し、必要な承認を得るものとしております。関連当事者取引に該当する取引については、その取引規模、取引額、その他取引の詳細に照らし、当社及び株主の利益を不当に害するおそれが低く、又はそのおそれがないものとして管理担当役員が判断する場合、当該取引について、監査等委員会又は取締役会の承認を得ることを要しないものとしております。なお、管理担当役員は、監査等委員会又は取締役会の承認を要しないと判断した取引につき、監査等委員会又は取締役会へ当該取引の詳細、判断した理由等を報告するものとしております。関連当事者取引に該当する取引が発生した場合には、法令及び東京証券取引所の定める規則に従って開示いたします。

【原則 2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では従業員の安定的な資産運用をサポートするため、企業型確定拠出年金制度を導入していることから、アセットオーナーとして企業年金を運用しておりません。

【原則 3-1】情報開示の充実

- (1)当社は経営戦略について決算説明会で説明するとともに、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しております。一方、当社は中期経営計画を策定しておりますが、上記の理由により開示しておりません。今後はTDnetや当社ホームページを通して中期経営計画の内容並びに進捗状況等の開示を検討してまいります。
- (2)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当報告書並びに有価証券報告書において開示しております。
- (3)当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会が各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。
- (4)当社の取締役会は経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名にあたり、的確かつ迅速な経営判断能力並びに職務執行能力に加え、人格、企業倫理観、健康状態等を総合的に判断して決定しております。社外取締役については、取締役の職務執行の適正性及び効率を高めるための牽制機能を有すること等を総合的に判断して決定しております。
- (5)当社は取締役候補者の選解任・指名理由を株主総会の招集通知において開示しております。

【補充原則 4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社は「取締役会規程」、「職務権限規程」を定めております。また、両規程に基づき「取締役会付議細則」、「職務権限表」を定めることにより経営陣に対する委任の範囲を明確にし、意思決定の機動性を高めております。

【原則 4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では社外取締役の独立性に関する基準または方針を特別定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の定める独立役員に関する基準を満たすことに加え、知識、経験、能力、専門性等を考慮しております。

【補充原則 4-11-1】取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模

当社の取締役の選任は取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮しております。また、実質的な議論の活発化を考慮し、取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内としており、独立社外取締役については2名選任しております。

【補充原則 4-11-2】役員の兼任状況

当社は取締役の兼任状況を定時株主総会の招集通知並びに有価証券報告書において開示しております。

【補充原則 4-11-3】取締役会全体の実効性

当社は現在、取締役会全体の実効性について分析・評価を行っておりませんが、重要案件を漏れなく議案として選定しており、取締役会を原則毎月1回開催することで適時、適切に審議しております。また、取締役会資料を事前に配布するほか、社外取締役には重要案件を事前に説明することにより、取締役会で活発な議論を行い、十分に検討しております。今後は取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【補充原則 4-14-2】役員に対するトレーニング

当社は求められる役割と責務を十分に果たし得る人物を取締役として選任しております。社外取締役が経営理念、経営戦略、事業活動等への理解をより一層深めることを目的として、適時、適切に情報提供を行っております。また、当社では取締役に対して外部セミナー等の受講を推奨し、個々の取締役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っているほか、外部有資格者を講師として、コンプライアンス研修、ディスクロージャー研修及び会計処理に関する研修等の教育に取り組んでおります。

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を促進するよう努めております。機関投資家向け決算説明会は半期に一度、株主向け事業説明会は年に一度開催しており、ともに代表取締役社長が出席しております。また、広報・IRグループは管理担当役員のもと、株主に対して合理的な範囲で説明責任を果たし、その期待に応えております。なお、株主との対話に関してはインサイダー情報の漏洩に十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光通信	2,454,400	28.99
平井俊広	1,656,400	19.57
株式会社エフォート	807,800	9.54
株式会社フルキャストホールディングス	614,600	7.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	588,900	6.96
永井崇久	361,700	4.27
MSIP CLIENT SECURITIES	216,700	2.56
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	197,849	2.34
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	177,630	2.10
株式会社イー・ラーニング研究所	89,700	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無 更新	株式会社光通信（上場:東京）（コード）9435

補足説明 更新	
----------------------	--

(注1) 上記「大株主の状況」は2020年5月31日付け株主名簿を元に記載しております。
(注2) 所有株式数の割合は、自己株式(1,071株)を控除して計算しております。
(注3) 当社は2020年6月15日付けで、株式会社光通信を割当先とし、新株式2,782,900株を発行する第三者割当増資を実施しております。その結果、株式会社光通信は、2020年5月28日付けの市場外取引に基づいて取得した当社株式360,000株と合わせて5,597,300株(49.77%)を所有する当社の主要株主である筆頭株主であり、親会社となっています。詳細は、2020年5月29日付け当社適時開示「第三者割当による新株式の発行並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社は、支配株主と取引等を行う際は、取締役会及び監査等委員会にて取引内容及び条件の妥当性を検討した上で取引実行の是非を決定する等、少数株主の権利を害することのないよう適切に対応して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の筆頭株主かつ主要株主であり、親会社である株式会社光通信は、当社議決権の49.77%を所有しておりますが、当社は株式会社光通信と取引を行う際、少数株主の権利を不当に害することのないよう、取締役会及び監査等委員会にて取引内容及び条件の妥当性を検討した上で取引実行の是非を決定することや、事業戦略、人事政策等について、全て当社は、独立して主体的に検討の上、決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉岡 毅	弁護士											○
小形 聡	税理士											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉岡 毅	○	○	特定非営利活動法人うりずん理事、奥・片山・佐藤法律事務所パートナー、国民年金基金連合会評議員を兼務しております。	吉岡毅氏は、弁護士としての高度な専門的知識と企業法務や事業承継等の実務を通じて培われた企業経営に関する幅広い知見を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・指摘を行うことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

小形 聡	○	○	株式会社GALAP アソシエイト代表取締役、GALAP 税理士法人代表社員、GALAP 行政書士事務所代表、社会福祉法人子の神福祉会監事、株式会社TN リレーションズ代表取締役を兼務しております。	小形聡氏は、企業経営の経験並びに税理士としての高度な専門的な知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

事務局を設置して監査等委員会の職務を補助する予定です。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室から定期的に、また必要に応じて随時、監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行っております。
また、財務報告に係る内部統制評価についても、定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査が実施できる体制づくりを行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
付与対象者並びにその付与個数に関しては取締役会にて審議・検討の上決議しており、公正な手続きを行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

当社の株価変動のリスクとリターンを株主の皆様と共有することにより、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とすることから、当該付与対象者を選定しております。

社内取締役：経営参画意識の向上と業績向上に対する士気高揚のため。

従業員：業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

子会社の取締役：経営参画意識の向上と業績向上に対する士気高揚のため。

子会社の監査役：コーポレート・ガバナンスの質を高めるため。

子会社の従業員：業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため。

その他(社外協力者)：業績向上及び企業価値向上に対する協力体制を高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

取締役の報酬は、総額を事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個別の報酬額は、株主総会による承認を受けた範囲内で、(a)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の報酬額については、1年ごとに業績や経営内容を考慮し、取締役会の決議により決定し、(b)監査等委員である取締役の個別の報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役のサポートは、経営管理本部が実施しております。

具体的には、当社の事業活動内容の適時適切な説明、社内制度の説明、取締役会等重要会議資料の事前配布並びに内容説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、平成28年2月26日開催の当社第12回定時株主総会の承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

選任した社外取締役2名は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役であり、独立役員として届け出ております。

1. 取締役会について

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)、計7名で構成され、取締役会規程に従い、定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役及び非業務執行取締役により、取締役の業務執行の監査・監督を行っております。

2. 監査等委員会について

当社の監査等委員会は、取締役会を含む重要な社内会議への監査等委員である取締役の出席を通じ、取締役の業務執行について監査を行っております。また、監査等委員会規程に従い、定例監査等委員会を開催するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携し、監査が実効的に行われる体制をとっております。

3. 経営会議について

当社の経営会議は、代表取締役及び執行役員が出席し、業務執行に関する経営課題の審議を行い、取締役の効率的な職務の執行を図っております。

4. 内部監査室について

当社の内部監査室は、代表取締役社長の直轄の組織として、当社各部門の監査を行い、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款、経営方針等に従い、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

5. コンプライアンス委員会について

当社のコンプライアンス委員会は、役職員の法令遵守に対する取組みの状況の点検、必要な整備及び教育等を通じ、当社のコンプライアンスに関する調査・検討を行い、必要に応じて経営会議、取締役会、あるいは各取締役への報告、提案を行っております。

6. リスク管理体制の整備状況について

当社は、業務執行に関する様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業の安定的な遂行、経営資源の保全、企業価値の棄損の回避を図り、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを統合的に把握・管理することを目的として「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の指揮の下、全社的なリスク管理体制の強化に継続的に取り組んでおります。

また、当社が保有する多数の個人情報の管理の徹底を目的として「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」を制定するとともに、「個人情報保護委員会」を組織し、定期的な開催を通じて、適宜、管理担当役員への報告を行っております。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の判断の下、管理担当役員を本部長とする対策本部を設置し、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、中・長期的な企業価値の向上を目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

- (1) 監査・監督機能の強化
- (2) 経営の透明性・客観性の向上
- (3) 意思決定の迅速化

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度が9月末のため、集中日の問題は生じておりません。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるよう、今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では実施しておりません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ内にて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現段階では定期的に実施しておりませんが、今後検討すべき課題として認識しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、開催しております。また、説明会で使用した資料を当社ホームページ上に掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRコーナーを開設し、当社の情報を速やかに発信しております。 【URL】 https://www.actcall.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IRグループが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR担当を設け、ノーマライゼーションという考えを世の中に浸透させることをテーマにし、本社エリアを管轄する企業福祉連合会とも連携し、地域の方々に向けた障がい者に関する講義や障がい者の方々働いている企業の商品販売実施など、福祉活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・的確に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な資本市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社の業務の適正を確保する体制（以下、「内部統制」という）を整備しております。

■取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、コンプライアンス基本規程や経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設け、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に役職員教育等を行う。
2. 内部監査担当者は、コンプライアンス委員会と連携の上、当社グループのコンプライアンスの状況を監査する。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

■取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

■損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかる当社グループのリスクについては、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定める。
2. 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。

■取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会規程に基づき取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
2. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行及び意思決定の手続きを簡明に定め、効率的な職務執行を可能にする。

■当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各事業部門に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会はこれらを横断的に管理する。

■監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

■取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会との協議により決定する方法による。
2. 報告者に対する不利益な取扱いを禁止する旨について内部通報に関する社内規程において定める。

■監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る体制

取締役及び使用人は、監査等委員会が監査の実施のために外部専門家等に対して助言を求める又は調査その他の事務を委託する等職務執行に関連して生ずる費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

■その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員である取締役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査担当者をはじめとする社内組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実施する。
2. 監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて重要な社内会議に出席する。
3. 監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
4. 監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

■財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システム構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の信頼性を確保するために適正な整備及び運用を行う。

■反社会的勢力との関係断絶

1. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。
2. 管理本部を反社会的勢力対応部門と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
3. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針としております。経営会議をはじめとする当社の主要な会議体や、全体会議などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策規程」を制定し、管理部門を反社会的勢力対応部署、管理担当役員を責任者と定めております。

新規取引先並びに新規採用者について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、管理担当役員が反社会的勢力の該当性を判断しております。既存取引先に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行うとともに、総務部門が新規取引先調査に準じた方法で、再度確認を行っております。

また、取引当事者間の法的関係を規定する契約・規約・取引約款等において、取引先が反社会的勢力等と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの質を高めることでステークホルダーとの信頼関係をより一層深め、企業価値の向上によってステークホルダーの期待に応えてまいりたいと考えております。